

「環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業」の予算残額が 2 割程度  
となったことによる申請の取扱いについて

本日（令和 4 年 8 月 9 日（火））、予算額の残額が 2 割程度に達しましたので、公募要領「8. 申請受付（1）受付期間など」に基づき、申込み順による審査を終了とし、以降の申請は以下によるものとします。

**下記の申請は申請期間内の全ての審査が終了してからの交付決定となります。**

**ただし、予算残額を超える申請があった場合には、初めて申請を行う事業者を優先して抽選するなど配慮したうえ補助事業者を決定致しますので、ご承知方お願いいたします。**

- ・ jGrants：8 月 9 日（火）17：00以降の送付の申請
- ・ 識別番号付き電子メールによる申請：8 月 9 日（火）17：00以降の受信の申請
- ・ 郵便：8 月 9 日（火）以降の消印の申請
- ・ 持参：8 月 9 日（火）17：00以降に持参の申請

**申請期間は令和 4 年 9 月 8 日（木）までとします。**

- ・ jGrants：9 月 8 日（木）23：59までに送付の申請
- ・ 識別番号付き電子メールによる申請：9 月 8 日（木）23：59までに受信の申請
- ・ 郵便：9 月 8 日（木）までの消印の申請
- ・ 持参：9 月 8 日（木）17：00までにJATAへ持参の申請

※通常申請の場合は、交付決定後に、車両の登録（購入）・充電設備の購入（工事着工）となります。なお、車両の購入（登録）・充電設備（工事）の完了日は、令和 5 年 3 月 3 日以前、完了実績報告書は全ての資料を添付の上、令和 5 年 3 月 10 日までに提出となりますのでご留意いただきますようお願いいたします。

（注）補助金提出資料一覧表（その 1）又は（その 2）を添付の上、必要な書類を確認してから提出してください。提出資料が不足している場合には、受付いたしかねる場合がございます。